

緊急事態措置相談センターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する都民や事業者の疑問や不安に対応するため、コールセンターを設置

名 称：東京都緊急事態措置相談センター

設 置 日：令和2年4月7日（火）

開設時間：9時～19時（土日祝日を含む毎日）

電話番号：03-5388-0567 ※HP上にFAQも掲載

（おかけ間違いにご注意ください。）

※ **新型コロナウイルス感染症の予防・検査・医療に関するご相談については、これまでどおり、以下の番号で受け付けます。**

0570-550-571（新型コロナコールセンター）

緊急事態措置情報提供サービス

○LINEを活用した情報提供サービス
(24時間いつでも利用可能)

○緊急事態措置に関して相談内容に応じた各々の状況にあった回答を案内

○電話相談とともに、気軽に疑問・不安なことを確認できるよう支援

○今後、相談・回答内容を順次拡充

